

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・運営指導、 R6年度制度改正に伴う対応について (令和6年度トピック)

※一部、通年資料と重複する内容があります。

令和6年6月作成

佐世保市保健福祉部指導監査課

資料を読むにあたっての留意点

本資料は、基本的に障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業における共通した内容です。

表記等は障害福祉サービス等の用語で表現していますが、障害児通所支援事業の内容も包含していますので、障害児通所支援事業者におかれましては、以下のとおり読み替えをお願いします。

ただし、各々のサービスに特化した内容については、以下の表記とします。

- ➡ 障害福祉サービス等・・・（者）
- ➡ 障害児通所支援事業・・・（児）

【読み替え】

- | | |
|----------------|----------------|
| ○障害福祉サービス事業者 | ・・・障害児通所支援事業者 |
| ○自立支援給付対象サービス等 | ・・・障害児通所支援事業 |
| ○自立支援給付 | ・・・障害児通所給付 |
| ○介護給付費 | ・・・障害児通所給付費 |
| ○サービス管理責任者 | ・・・児童発達支援管理責任者 |
| ○個別支援計画 | ・・・通所支援計画 |

目次・主な根拠法令等

▶目次 ※この資料において共通部分に関しては、障害福祉サービス等には障害児通所支援事業内容を含む

1	令和6年度指導監査について	P.4～P.6
2	令和6年度運営指導について	P.7～P.25
3	令和6年度制度改正等に伴う対応等について	P.26～P.43
4	その他重要事項	P.44～P.47

▶主な根拠法令等 (障害福祉サービス等)

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）
2	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
4	障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
5	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(障害児通所支援事業)

1	児童福祉法
2	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

※各基準について、本資料の中では基準省令と呼びます

1 令和6年度指導監査について

(1) 令和6年度における集団指導及び運営指導について

令和6年度の集団指導及び運営指導については、厚生労働省の通知に基づき、下記の対応とします。

① 集団指導

市ホームページに資料を掲載することをもって、集団指導の実施とします。

なお、事業者の皆様には、資料を確認した旨の報告書をいただくことにより、実施（出席）確認を行います。

※必ず、全ての資料に目を通したうえでご報告ください。

② 運営指導（旧「実地指導」）

感染症等の防止対策を図る（体調管理等を行う）とともに、事業所等の皆様方へ影響を最小限に抑えることができるよう、必要最低限の項目について確認等を行います。

※ただし、運営状況や記録の整備状況等によっては時間を要することがあります。

※令和6年度から、「実地指導」が「運営指導」に変わりました。

1 令和6年度指導監査について

(2) 運営指導の実施方針

【令和6年度の運営指導対象事業所の選定方法】

- 概ね、3年に1度（障害者支援施設は原則1年に1度）の頻度で実施
※ただし、障害者支援施設は、一般監査（実地指導）にて特に運営上の問題が無いと確認された場合は、3年に1度の頻度により行う場合があります。
- 指定後、半年から1年程度経過した事業所
- 過去の運営指導等の状況を踏まえ、継続的な確認が必要と判断される事業所
- 利用者等から情報提供や苦情等があり、特に必要と判断される事業所
- 他、特別な事由により運営指導を行う必要があると思われる事業所

本市の選定により、全ての事業所が運営指導の対象となる可能性があります。

1 令和6年度指導監査について

(3) 事前通知のない事業所訪問の実施

現在、事業所等における日常の様子を伺うために、事前通知なしに事業所等を訪問することを検討しています。

これにより、日常的な利用者支援、記録の整備及び従業員の配置状況等を確認することによって、更なるサービスの質の向上を図るとともに不正の防止を図り、適正な運営に繋げていただくことを目的とします。

事業者の皆様におかれては、当趣旨をご理解いただき、訪問の際には利用者の支援に支障がない範囲で、可能な限りご対応をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

#	サービス	法的根拠
1	障害福祉サービス 障害者支援施設	障害者総合支援法第10条
2	地域相談支援	障害者総合支援法第10条
3	特定相談支援	障害者総合支援法第10条
4	障害児相談支援 障害児通所支援	児童福祉法第57条の3の2

2 令和6年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（者）

サービスの種類	R2実施数	R3実施数	R4実施数	R5実施数
居宅介護	0	1	6	14
重度訪問介護	0	1	5	12
行動援護	0	0	0	4
同行援護	0	1	0	2
生活介護	5	3	4	20
短期入所	1	2	1	6 (2※)
計画相談支援	5	13	2	10
共同生活援助	1	8	2	6
自立訓練(生活訓練)	1	0	2	3
宿泊型自立訓練	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	2	3
就労継続支援 A 型	2	1	3	3
就労継続支援 B 型	10	0	19	13
施設入所支援	0 (7※)	0 (7※)	1 (6※)	5 (2※)
障害児相談支援	5	11	1	10
地域相談支援	1	10	0	0
計	31	51	48	111

R2～4年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

※：書面監査等実施件数

2 令和6年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（児）

サービスの種類	R 2 実施数	R 3 実施数	R 4 実施数	R 5 実施数
児童発達支援	10	0	11	8
放課後等デイサービス	17	1	12	15
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	1
保育所等訪問支援	2	0	3	1
計	29	1	27	25

R3年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

2 令和6年度運営指導について

(2) 令和6年度指導の重点項目

- ① 人員に関する基準及び勤務体制の確保
- ② 介護給付費等の算定及び取扱い
- ③ 個別支援計画等の作成
- ④ 虐待防止
- ⑤ 身体拘束
- ⑥ 業務継続計画の策定等
- ⑦ 情報未公表減算
- ⑧ 衛生管理等
- ⑨ 自動車を運行する場合の所在の確認（児）
- ⑩ 安全計画の策定等（児）
- ⑪ 変更の届出

※運営指導等においては、その他の項目についても確認を行うため、必要書類等の整備を行っておくようお願いします。

利用者の生命へのリスクや給付費の不正等に繋がる恐れのある項目を重点的に指導します。

2 令和6年度運営指導について

(3) 重点項目の具体内容

①人員に関する基準 → 勤務体制の確保等

●関係法令等

- ▶基準省令（人員に関する基準、勤務体制の確保等）

●指導内容

- ▶人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導します。
- ▶サービスの提供に当たって、適切なサービスの提供を確保するために月ごとの勤務表を作成するとともに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしておくよう指導します。

人員配置は、職員の勤務実績を含め厳密に確認を行い、不正が発覚した場合は、行政処分の対象になる場合があります。

2 令和6年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- 事業ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
(毎月シフト表や勤務形態一覧表等を作成すること)
- 従業者の勤務実績を明確に記録しておくこと。
(特に、法人役員等の勤務実績を残していないケースが散見されます)
- 多機能型事業所であっても、各々の事業は別事業である(兼務不可である)ことから、事業者は従業者に他の事業の業務を行わせないこと。
※障害児通所支援は、兼務可
- 特に、施設外就労を行うにあたっては、利用者が2～3人ずつの少数であったとしても、職員はそれぞれに配置が必要となることから、各々の事業所の従業者が随行を行うこと。
- 障害児通所支援事業の児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間帯を通じて基準に定められた数の従業者の配置を行うこと。

<指摘事項の例>

- ▶勤務形態一覧表（勤務予定表）に記載のない職員が、支援を行っている。
- ▶法人代表者の勤務時間の記録を残しておらず、人員基準違反となった。
- ▶多機能型事業所において、特に施設外就労等を実施する際に、片方の事業所の従業者のみが支援している。

2 令和6年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い

●関係法令等

- ・基準省令等（サービスの提供の記録、介護給付費等の算定及び取扱い）

●指導内容

介護給付費等の算定に関し、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう指導します。

介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録については、提供日、具体的内容その他必要な事項等をサービスの提供ごとに記録するようになっていきますので、一か月分を後でまとめて作成することがないよう指導します。

処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算については、対象となる職種・ルールに基づいて、適正な金額を配分するよう指導します。（※令和6年5月までの旧加算について）

2 令和6年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- ①利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、具体的内容、その他必要な事項をサービスの提供のつど記録しているか。
- ②サービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
- ③加算分を請求するにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
- ④計画相談（障害児相談）支援において、作成された計画について利用者の同意を得たことに基づいて給付費の請求をしているか。
- ⑤処遇改善加算を算定している事業所において、届け出たキャリアパス要件等を満たしているか。
- ⑥処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の配分ルールに従って適正に配分しているか。また、配分方法等について従業者に十分な説明を行っているか。
- ⑦請求に関して、給付を受けるサービスと自己負担分の区別があいまいになっていないか。
- ⑧給付費等の請求について、算定に必要な要件（人員配置や資格要件等）を満たしているか。

2 令和6年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い → 定員超過利用減算（児）

●関係法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合

●指導内容

障害児通所給付費の算定に関し、定員超過利用減算の適正な請求が行われるよう指導します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、原則として利用定員を超えて通所支援の提供を行ってはならないとされており、利用者数が一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たり、国から示されている確認シートを用い、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、算定の漏れがないよう指導します。

※通知 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（事務連絡令和4年2月28日）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2 令和6年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成

●関係法令等

- ・基準省令（個別支援計画の作成）

●指導内容

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① サビ管等が、サービス等利用計画等を基に、個別支援計画案を作成しているか
- ② アセスメントにより解決すべき問題を明らかにし、提供するサービスの具体的内容や、日程等を計画に盛り込み、援助の方向性や目標を定めているか。
- ③ 個別支援計画原案の内容を、サービス提供にあたる職員間で会議を開催し、協議しているか。また、必要に応じ相談支援事業所を参加させているか。
- ④ 個別支援計画原案を本人及びその家族に説明し、同意の署名を貰っているか。
- ⑤ 以上を踏まえた、個別支援計画を交付しているか。
- ⑥ 見直しの際にも、モニタリングを踏まえ同様の流れで実施しているか。

2 令和6年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成（児）変更点 ※報酬改定に伴う変更部分含む

基準等が見直され、令和6年4月から下記のとりの取組が求められます。適正に実施するよう指導します。

【具体的な変更内容】（一部報酬改定に伴う内容含む）

- ① 個々の障害児の支援に要する時間を個別支援計画に定め、計画時間に応じて基本報酬を算定すること。
（児発・放デイ※重心以外・・・報酬時間区分創設対象）
※ただし、報酬の時間区分創設にかかわらず全サービス個別支援計画に支援の提供時間を定めること。
- ② 延長支援加算の算定にあたっては、延長支援時間を個別支援計画に定めること。①の報酬時間区分創設対象
- ③ 個々の障害児への支援内容について、個別支援計画において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域とのつながりを明記すること。（児発・放デイ・居宅訪問型児発）
- ④ 保育所等との並行通園や保育所等への移行等、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）推進の具体的な取組等についても個別支援計画に記載し実施すること。（児発・放デイ・保育所等訪問）
- ⑤ 個別支援計画を作成した際は、保護者と相談支援事業所に交付すること。（全サービス）

詳細は、基準省令、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、報酬告示、留意事項通知、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A

子ども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（令和6年5月17日）をご確認ください。

2 令和6年度運営指導について

④運営に関する基準 → 虐待の防止

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ・平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ・基準省令（虐待の防止）、（運営規程）

●指導内容

職員への研修実施や虐待防止措置を講じることが定められていますので、事業者に対し虐待防止の取り組みを行うよう指導します。

令和4年4月1日から、虐待防止対策検討委員会の定期的開催及び従業員に対する結果の周知が義務付けられたことを踏まえ、適正に実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①職員に対し、虐待についての事業所内研修または外部研修を受講させるなどの研修の機会を設け、虐待防止について周知しているか。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。

虐待に組織性、悪質性、連続性、非改善等が認められた場合、
行政処分の可能性があります。

2 令和6年度運営指導について

⑤運営に関する基準 → 身体拘束等の禁止

※R5年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ・平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ・基準省令（身体拘束等の禁止）、（運営規程）

●指導内容

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことが無いよう指導します。

令和4年4月1日から、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及び従業者への周知徹底が義務付けられたことを踏まえ、適正化を図るための措置を講ずるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図っているか。
- ② 身体拘束等の適正化のための 指針を整備しているか。
- ③ 全従業者に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施しているか。
- ④ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、拘束の様態、開始及び終了時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、適正な取り扱いを行っているか。

2 令和6年度運営指導について

⑥運営に関する基準 → 業務継続計画の策定等

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

・基準省令（業務継続計画の策定等）

●指導内容

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を作成し、必要な措置を講ずるよう指導します。

また、業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的の実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①業務継続計画を作成しているか。また、計画について従業者に周知しているか
- ②計画の内容は「感染症分野(平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立)」と「災害分野（平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携）」を網羅しているか
- ③業務継続計画のために必要な研修及び訓練を年1回以上実施しているか

※障害者支援施設は年2回以上

【減算に対する経過措置】

- ①訪問系・相談系の事業所：令和6年度末までは、計画策定されていなくても減算の適用なし。
- ②通所系・入所系の事業所：非常災害対策計画と感染症対策指針を策定している場合は、令和6年度末までは未対応でも減算の適用なし。

2 令和6年度運営指導について

⑦介護給付費等の算定及び取扱い ➡ 情報未公表減算

●関係法令等

※R6年度から、
減算の適用有り

- (者) ▶ 障害者総合支援法、法施行規則
 - ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- (児) ▶ 児童福祉法、法施行規則
 - ▶ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

●指導内容

法施行規則の規定に基づき、必要事項について情報公表を行うよう指導します。
また、指定更新申請時に、情報公表状況について確認を行い、必要に応じて指導します。

【具体的な指導内容】

- ①実施している全てのサービスにおいて、事業所に関する情報を公表しているか。
- ②公表している項目について、法施行規則に基づく全ての項目を公表しているか。
- ③公表している情報が、最新のものであるか。

2 令和6年度運営指導について

⑧運営に関する基準 → 衛生管理等

※R6年度から、義務化

●関係法令等

▸基準省令（衛生管理等）

●指導内容

利用者が新型コロナウイルスやノロウイルス等の感染症に事業所内で集団感染することがないように、感染症に対する予防対策を講じることが極めて重要であることから、適切な衛生管理が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催（訪問系・相談系は概ね6月に1回以上）しているか（R6年度から義務化）
- ②感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しているか（R6年度から義務化）
- ③従業者に対する感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を年に2回以上実施（訪問系・相談系は年に1回以上）しているか（R6年度から義務化）
- ④感染症等の発生または発生が疑われる状況が生じた時は、速やかに市障がい福祉課等の関係機関に連絡する等、発生時の連絡が適切に行われているか。
- ⑤職員は、利用者の状態把握に努め、緊急時には医師や看護師の指示に従い、感染がさらに拡大しないよう適切な対応をしているか。

2 令和6年度運営指導について

⑨運営に関する基準（児） ➡ 自動車を運行する場合の所在の確認

●関係法令等

※R5年度から、義務化

▶基準省令（自動車を運行する場合の所在の確認）

●指導内容

障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときに、必要な安全装置が装備された自動車を使用し、適切に利用者の所在確認が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認しているか。（R5年度から義務化）【障害児通所支援全サービス】
- ②障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、これを用いて①の所在確認（障害児の降車の際に限る）を行っているか。

※2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として義務付けの対象

安全装置の装備が困難な場合は令和6年3月31日までは、所在確認による代替的措置による経過措置があったが、R6年度からは必須。【児童発達支援・放課後等デイサービス】

2 令和6年度運営指導について

⑩運営に関する基準（児） → 安全計画の策定等

●関係法令等

▸基準省令（安全計画の策定等）

※R6年度から、義務化

●指導内容

障害児の安全確保を図るため、事業所ごとに安全に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

①安全計画を策定しているか。

○設備の安全点検

○従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導

○従業者の研修及び訓練

○その他事業所における安全に関する事項

②従業者に対する周知及び研修・訓練の定期的な実施を行っているか。

③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知を行っているか。

④定期的な安全計画の見直し・必要に応じた変更を行っているか。

2 令和6年度運営指導について

⑪変更の届出

●関係法令等

▶障害者総合支援法、児童福祉法、基準省令

●指導内容

指定内容等に変更があった場合、10日以内に適切に届出を行うよう指導します。

【具体的な指導内容】

- サービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に市に届けること。

※定員増員の変更は1か月前までに（要事前相談）、サビ管等の変更、加算の取下げは直ちに変更すること。

主な変更要件等

- ・事業所（施設）の名称及び所在地（電話番号の変更も含む）
- ・申請者（設置者）の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所
- ・事業所の建物の構造の概要及び平面図並びに設備の概要
- ・サービス提供責任者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名・経歴及び住所、研修修了状況
- ・運営規程など

※法人のメールアドレスの変更がある場合も連絡すること（メールでの連絡で可）

2 令和6年度運営指導について

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修修了届について】

事業所に配置しているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、必要な研修（実践研修や更新研修）を修了した場合にあっては、修了証が届いてから10日以内に変更届にて届出を行っていただくようお願いします。

※期間満了までに必要な研修を修了しなかった場合は、サビ管や児発管として配置ができなくなるため、サビ管欠如減算等に該当する場合があります。

※令和5年6月12日付及び令和5年6月13日付依頼文にて送付させていただいた内容です。

【変更届に必要な書類】 ※市HPに必要な様式を掲載しています

- ① 変更届出書 → 「変更年月日」は、研修修了日
- ② 各事業所の指定にかかる記載事項 ※サービス種別により付表番号は異なります
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 → 研修修了日の属する月のもの
- ④ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の経歴書
- ⑤ サービス管理責任者等研修の修了証の写し（直近で修了したもの） → 原本証明は不要

URL(者) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>

URL(児) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

(1) 報酬改定に伴い追加された減算項目等

令和6年度の報酬改定に伴い、以下項目に減算が適用されることとなります。基準が守られていない場合は、減算適用となります。

これらの項目については、一部経過措置等が設けられていますが、対応に漏れが無いようご注意ください。

#	対象サービス	項目	概要	時期
①	全サービス	虐待の防止	①虐待防止のための対策を検討する委員会の設置 ②委員会の定期的な開催、その結果の従業者への周知徹底 ③虐待防止のための研修の定期的な実施 ④虐待防止のための担当者の任命・設置	<u>R6年度から減算</u>
②	全サービス ※相談支援を除く	身体拘束等の禁止	①身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会の設置 ②委員会の定期的な開催、その結果の従業者への周知徹底 ③身体拘束等適正化のための指針の作成 ④身体拘束等適正化のための研修の定期的な実施	<u>R5年度から減算</u>
③	全サービス	勤務体制の確保等	②業務継続計画の作成 ③業務継続計画の定期的な見直し	<u>R6年度から減算</u>
④	全サービス	情報公表対象サービス等情報に係る報告	①wamnetによる情報公表	<u>R6年度から減算</u>
⑤	障害児通所支援 ※保育所等訪問支援除く	指定児童発達支援の取扱い方針	①支援の実施に関する計画（支援プログラム）の作成・公表	<u>R7年度から減算</u>

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

(2) 各項目の具体的な内容

①虐待の防止 → 令和4年度から義務化
→ 令和6年度から減算

全サービス

【内 容】

- ① 虐待防止のための対策を検討するための委員会の設置
- ② 委員会の定期的な（年1回以上）開催、その結果の従業者への周知徹底
- ③ 虐待防止のための研修の定期的な実施
- ④ 虐待防止のための担当者の任命・設置

【やっておかなければならない事整理】

1. 「虐待防止委員会」を立ち上げ年に1回以上開催し、虐待防止のために必要な事項を検討し、その記録を残すとともに、結果を従業者へ必ず周知すること。
2. 委員会が作成した研修プログラムに基づき、虐待防止のための（内部・外部）研修を定期的に（採用時と年1回以上）受講し、記録しておくこと。
3. 虐待防止のための担当者（サービス管理責任者等）を配置すること。

上記対応ができていない場合は減算適用になります。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

【虐待防止委員会の役割】

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討・実行）
 - ➔ ●虐待防止研修プログラムを作成すること。
 - 虐待が発生した場合の報告様式を整備すること。
 - 報告があった事例を集計し虐待発生時の状況等を分析すること。
 - 分析結果に基づき発生原因・結果等を取り纏め、再発防止策を検討すること。
 - 労働環境・条件確認のための様式を整備し、その内容を集計・報告し分析すること。
 - 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - 再発防止策を講じた後に、その結果について検証すること。

【対応することが望ましい事項】

- 虐待防止のための指針作成 ※義務ではないが、作成することが望ましい

【指針に盛り込む項目】

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- 虐待発生時の対応に関する基本方針
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

②身体拘束等の禁止 → 令和4年度から義務化
→ 令和5年度から減算

全サービス
※相談系を除く

【内 容】

- ① 「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の設置
- ② 委員会の定期的な（年1回以上）開催、その結果の従業者への周知徹底
- ③ 「身体拘束等の適正化のための指針」の整備
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

【やっておかなければならない事整理】

1. 「身体拘束適正化検討委員会」を立ち上げ年に1回以上開催し、虐待防止のために必要な事項を検討し、その記録を残すとともに、その結果を従業者へ必ず周知すること。
2. 委員会が作成した研修プログラムに基づき、身体拘束適正化のための（内部・外部）研修を定期的に（採用時と年1回以上）受講し、記録しておくこと。
3. 身体拘束適正化のための指針を整備すること。

上記対応ができていない場合は減算適用になります。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

【身体拘束適正化検討委員会の在り方】

- ① 幅広い職種により構成し、構成員の責務・役割分担を明確にするとともに、身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。（第三者や専門家を活用することが望ましい）
- ② 身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげること。
 - ●身体拘束等についての報告様式を整備すること。
 - 報告があった事例を集計し身体拘束等の状況等を分析すること。
 - 分析結果に基づき当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - 適正化策を講じた後に、その結果について検証すること。

【身体拘束等の適正化のための指針に盛り込む必要がある項目】

- (1) 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (3) 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- (4) 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- (5) 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- (6) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (7) その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

③業務継続計画 → 令和6年度から義務化

全サービス

令和6年度から減算対象 (※一部経過措置あり)

【内 容】

- ① 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずること
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること

【やっておかなければならない事整理】

1. 「業務継続計画」（感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を作成すること。
2. 当該計画について従業者に対し周知・共有するとともに、当該計画に従い、従業者に対して必要な教育・研修及び訓練（シミュレーション）を①採用時と②年1回以上実施し、その内容を記録しておくこと。
※全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
3. 定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

上記対応ができていない場合は減算適用になります。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

【業務継続計画に盛り込む必要がある項目】

(1) 感染症にかかる業務継続計画

- ① 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（感染者等への対応、関係者との情報共有等）

(2) 災害にかかる業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

※ 感染症にかかる業務継続計画については、厚生労働省HPにてガイドラインなどが示されていますので、策定の一助とさせていただきます。

【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【減算に対する経過措置】

- ①訪問系・相談系の事業所：令和6年度末までは、計画策定されていなくても減算の適用なし。
- ②通所系・入所系の事業所：非常災害対策計画と感染症対策指針を策定している場合は、令和6年度末までは未対応でも減算の適用なし。

3 令和 6 年度報酬改定等に伴う対応等

④情報未公表減算 → 令和 6 年度から義務化

全サービス

【内 容】

- ①障害者総合支援法第 7 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、利用者が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものを公表すること

【やっておかなければならない事整理】

1. 情報公表システム（wamnet）において、障害者総合支援法施行規則に定められている公表すべき内容を公表すること。

※サービスごとに報告・公表する必要がありますので、特に短期入所や相談支援（地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援）の入力漏れにご注意ください。

上記対応ができていない場合は減算適用になります。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

⑤支援プログラム未公表減算(児) → 令和6年度は努力義務
令和7年度から義務化

障害児通所支援
(保育所等訪問支援除く)

【内 容】

①事業所ごとに支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表すること

【やっておかなければならない事整理】

1. 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所の支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、公表すること。
2. 支援プログラムについては、事業所が提供する支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。従業者の意見も聞いて作成すること。
3. 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。
※公表方法及び公表内容を届け出る必要があります。（別途案内予定）

上記対応ができていない場合は減算適用になります。（令和7年度から）

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

(3) その他重要な加算項目等

①人員配置体制加算 ➡ 令和6年度新設

共同生活援助

【内 容】

- ①基準省令の規定により置くべき世話人及び生活支援員（世話人等）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を（特定従業者数換算方法により）加配した場合に加算算定が可能。

【加算算定時の留意事項】

1. 本加算の算定にかかる加配職員の配置計算（特定従業者数換算方法）にあたっては、常勤職員であっても、欠勤（有休・病休含む）した場合は、従業者数換算値から欠勤した分の時間を除いて計算することになります。

※通常の人員配置基準とは考え方が異なりますので、ご注意ください。
（通常の人員配置は、常勤の方が欠勤しても常勤換算1.0でカウントします）

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

②支援体制加算（Ⅰ） → 令和6年度新設

計画相談・障害児相談

【内 容】

- ① 各研修修了者を配置し、その旨を公表している＋事業所に掲示している必要がある。
- ② 合わせて、各対象加算の対象者に対し、直近6か月以内に計画相談支援・障害児相談支援を行っている必要がある。
- ③ 精神障害者支援体制加算Ⅰについては、これらに加え、一定の加算を算定している病院等又は訪問看護ステーション等の保健師・看護師・精神保健福祉士と連携する体制を構築していること。

【加算算定時の留意事項】

1. 届出にあたっては、研修修了証や掲示・公表している資料に加え、対象者であることが分かる書類＋対象者に支援を行ったことが分かる書類も合わせて提出が必要です。
2. 精神障害者支援体制加算Ⅰについて、「一定の加算」とは…
 - 病院等 → 「療養生活継続支援加算」
 - 訪問看護ステーション等 → 「精神科重症患者支援管理連携加算」※これらの加算を算定していない病院等や訪看等では、算定不可

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

③食事提供体制加算 → 令和6年度要件見直し

通所系・短期入所

【内 容】

- ① 従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

【加算算定時の留意事項】

- 1. ①の要件は、令和6年10月から義務。（R6.4月～10月は経過措置）
- 2. ②・③については、令和6年4月以降に当加算を算定する時期から義務。

【①の義務化に伴う届出について（予定）】

令和6年10月の義務化に向けて、別途加算届を提出していただくことを予定しています。（8月～9月頃に依頼予定）
※また改めてご連絡いたしますので、その際にご協力をお願いいたします。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

④基本報酬（児） → 令和6年度新設

児童発達支援・放課後等デイサービス
(重症心身障害児以外)

【内 容】

① 支援の提供に応じた3区分（時間区分）から算定する。30分未満は算定対象外

時間区分1（30分以上1時間30分以下） 時間区分2（1時間30分超3時間以下） 時間区分3（3時間超5時間以下）

※放デイについては区分3は学校休業日のみ算定可

② 「支援の提供時間」は個別支援計画において定めた提供時間。※実際の提供と合致しない場合は速やかに計画の見直し・変更を行う

【酬算定時の留意事項】

1. 実際の支援の提供時間（実利用時間）が個別支援計画に定めた時間（計画時間）より短い場合の取扱い
事業所都合による場合・・・実際に支援に要した実利用時間により算定
利用者都合による場合・・・個別支援計画に定めた計画時間により算定
2. 極めて短時間の支援（30分未満）について、周囲の環境に慣れるために支援を短時間にする必要等がある等の理由により、市町村が認めた場合には算定可能。
3. 実利用時間について、サービス提供実績記録票において記録することが必要
※本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

詳細は、報酬告示、留意事項通知、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A、子ども家庭庁支援局障害児支援課発 事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日）をご確認ください。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

⑤延長支援加算（児） → 令和6年度要件見直し

児童発達支援・放課後等デイサービス
（重症心身障害児以外）

【内 容】

- ① 基本報酬において上限となる5時間（放デイについては、平日は3時間）の支援を行うのに加え、支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合に、計画した時間に応じて算定できる。
 - ② 運営規程に定められている営業時間が6時間以上（放デイ平日は除く）
 - ③ 職員配置については、2人以上（うち1人以上は基準により置くべき職員【児発営含む】）を配置する。
※医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること。
 - ④ 個別支援計画に支援が必要な理由、延長支援時間（1時間以上）を定める。
 - ⑤ 延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行う。
- ※主として重症心身障害児を通わせる事業所については従前の取扱いから変更なし。
ただし、職員配置については③の取扱いとする。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

⑤延長支援加算（児） → 令和6年度要件見直し

児童発達支援・放課後等デイサービス
(重症心身障害児以外)

【加算算定時の留意事項】

1. 実際の支援の提供時間（実利用時間）が個別支援計画に定めた時間（計画時間）より短い場合の取扱い
・・・その理由の如何に関わらず、実際に支援に要した実利用時間により算定
※「延長30分以上1時間未満」の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できる
2. 実際の支援の提供時間（実利用時間）が個別支援計画に定めた時間（計画時間）より長い場合の取扱い
・・・個別支援計画に定めた時間（計画時間）で算定
3. 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること。
4. 支援（計画時間）の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも1時間となるよう計画的に実施する必要がある、前後の時間を合算して1時間以上では算定できない。
5. 個別支援計画において、具体的な利用の計画にない緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できる。※急遽延長支援を行うような状況が続く場合は、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うこと。

詳細は、報酬告示、留意事項通知、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A、子ども家庭庁支援局障害児支援課発 事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日）、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要（令和6年4月1日）をご確認ください。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

⑥強度行動障害児支援加算（児） ➡ 令和6年度要件見直し

児童発達支援
(重症心身障害児以外)

【内 容】

- ① 対象となる児・・・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
- ② 実践研修修了者を1以上配置（常勤換算ではなく配置で可、児発管でも可）し、実践研修者が支援計画シートを作成。
- ③ 配置基準上の従業者により支援計画シートに基づく支援を行う。

【加算算定時の留意事項】

1. 支援計画シートについては、3月に1回程度の頻度で見直しを行うこと。
2. 実践研修修了者以外が支援を行う場合
 - ・ 基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シートに基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行う。
 - ・ 実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認する。
3. 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位の加算が可能。

※ 実践研修・・・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
基礎研修・・・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

⑥強度行動障害児支援加算（児） ➡ 令和6年度要件見直し

放課後等デイサービス
(重症心身障害児以外)

【内 容】

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）・・・児童発達支援説明参照

強度行動障害児支援加算（Ⅱ）・・・下記のとおり

① 対象となる児・・・強度行動障害を有する児（児基準30点以上）

② 中核的人材養成研修修了者を1以上配置（常勤換算ではなく配置で可、児発管でも可）し、当該研修修了者の助言に基づいて、実践研修者が支援計画シートを作成。

③ 配置基準上の従業者により支援計画シートに基づく支援を行う。

【加算算定時の留意事項】

1. 実践研修修了者は、支援計画シートについて、3月に1回程度の頻度で見直しを行うこと。

2. 実践研修修了者以外が支援を行う場合

- ・基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シートに基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行う。

- ・実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認する。

- ・中核的人材研修修了者が原則週に1日以上の頻度で当該児の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行う。

3. 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位の加算が可能。

3 令和6年度報酬改定等に伴う対応等

⑦福祉・介護職員等処遇改善加算等 → 令和6年度要件見直し

全サービス
(相談支援以外)

【内 容】

- ① 令和6年6月から「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」から「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化（4段階）Ⅰ～Ⅳ
※令和6年度のみ激変緩和措置として区分Ⅴ（1）～（14）を設定する。
- ② 就労定着支援員、地域生活支援員、就労選択支援員を加算対象に追加
- ③ 一本化後の加算については、職種間配分ルールを統一。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。
- ④ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

【加算算定時の留意事項】

1. 令和6年度処遇改善計画書で、キャリアパス要件「Ⅰ～Ⅲ」について「令和6年度内の対応の誓約」で計画書を提出の法人については、必ず令和6年度中に対応を行うこと。

※月額賃金改善要件「Ⅰ」及び職場環境要件については、令和7年度から新たに適用になる要件があるため令和6年度中に準備が必要。

詳しくは佐世保市HP

【<http://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syoguukaizentodokede.html>】

(ホーム⇒事業者の方へ⇒障がい福祉⇒障がい福祉サービス事業所の指定・変更・加算の届出等⇒【障がい福祉】令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について)に掲載の資料をご参照ください。

4 その他重要事項

(1) 手続き負担の軽減に関する取組みについて

令和6年4月12日付厚生労働省事務連絡に基づき、障がい福祉分野における手続き負担の軽減に取り組んでいます。特に、申請や届出時における必要書類の精査・縮減を図ります。

皆様におかれましては、令和6年6月10日付本市からの通知に基づき、対応にご協力くださるようお願いいたします。（書類提出にあたっては、市ホームページから最新版の様式をダウンロードの上、ご提出ください）

なお、今後も必要に応じて適宜見直しを行うことがありますので、併せてご協力をお願いします。

URL(者) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>
URL(児) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>

※障害児通所支援については、現在精査中ですので、作業完了後皆様に改めてご連絡いたします。

①標準様式の活用

【対象となる様式】

- 指定申請関連文書 → 指定申請、更新及び変更届等に必要な書類
- 報酬請求関連文書 → 基本報酬や加算の算定等に必要な書類
- 運営指導（旧実地指導）関連文書 → 運営指導等の自己点検表

※必要に応じ、多少の加筆修正等を行っている場合があります。

4 その他重要事項

②提出書類の削減

①新規指定申請

- ▶これまで提出を求めていた書類のうち、必要性が高くないと考えられるものについては提出を不要とする等、一部書類の削減・一体化を図っています。
- ▶ただし、特に利用者支援に関して重要である項目（人員配置や建物関係等）については引き続き書類を求めることとし、十分な確認を行います。

②指定更新申請

- ▶①の考え方に加え、過去に提出していた書類（変更届など）から変更が無いものについては、前回提出の変更届等を確認のうえ、提出書類を省略することとしています。

③変更届

- ▶様式の整理に伴い、必要書類の変更を行っています。
- ▶今後、指定申請等と同様に、必要書類の見直しを行うことがあります。

※変更届や変更申請の提出漏れがないよう、徹底をお願いします。

※①②について、障害児通所支援事業については現在見直し中の為、見直し終了後通知します。

4 その他重要事項

(2) 自己点検表の活用について

障がい福祉分野における手続負担の軽減に伴い、厚生労働省から運営指導時の自己点検表が示されています。

つきましては、市ホームページに様式を掲載しますので、事業者の皆様におかれては、適宜（年1回程度）様式に基づき自己点検の実施を徹底し、適切な運営を行ってください。

【市ホームページ：「指定障害福祉サービス等の運営指導（旧実地指導）等について」】
URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogai_uneisido.html

(3) 給付費等の請求時の誤りについて

毎月の自立支援給付費等の請求時に、報酬区分や加算算定の誤り等が散見されます。

いま一度加算項目等の要件を確認のうえ、届出が必要な加算項目については定められた期限までに書類提出いただくとともに、報酬区分等に誤りがないよう請求を行ってください。

【請求時の誤りの例】

- ・B型の基本報酬区分（平均工賃区分）が誤っている。
- ・届出が必要な加算項目について、届出を行っていないにもかかわらず加算を請求している。
 - ※届出不要の加算項目については、要件を満たせば算定できます。
 - ※加算を算定する場合は、要件を満たしていることがわかる根拠書類を適切に保管しておいてください。

4 その他重要事項

(4) 食材費等の過大請求、不正請求の情報について

障害者グループホーム等を運営する事業者において、利用者が支払う食材料費について過大徴収や障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等が行われていたとの報道がありました。

当該事業者については、指定取消処分が行われるとともに、組織的な関与が認められたとして「連座制」が適用されることとされました。

※「連座制」…障害者総合支援法における「連座制」とは、一事業所等の指定取消において、当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組み。

これを受け、本市においても、グループホームや障害者支援施設等における食材費やその他費用の徴収状況等について、基準省令等に基づき適切に運営を行っているか厳格に確認を行うこととします。

なお、過大請求や不正請求等については、行政処分を視野に入れ対応を検討することとします。

事業者の皆様におかれましても、今一度徴収状況等をご確認いただくとともに、適切な運営を行っていただくようお願いいたします。

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・実地指導、
R6年度制度改革に伴う対応について
(令和6年度トピック)

～ E N D ～